



市 章

大津市公報

平 成 30 年 12 月 3 日
号 外 (第 67 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 85 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 86 大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 5

告 示

- 287 指定代理納付者の指定について..... 6

規 則

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月3日

大津市長 越 直 美

大津市規則第85号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成26年規則第98号）の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 1 項 中 第 19 号 を 第 20 号 と し、第 18 号 を 第 19 号 と し、第 17 号 を 第 18 号 と し、第 16 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

特定事業（一時堆積事業を除く。）が完了した後の景観の保全に関する計画書

第12条第1項第1号中「第17号」を「第18号」に改め、同条第2項中「第15条第1項第15号」を「第15条第1項第16号」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（景観配慮措置）

第16条の2 条例第16条第1項第13号の規則で定める必要な措置は、次のとおりとする。

事業区域における植生の状況を当該事業区域の周辺の地域の植生の状況に調和させるための措置

修景のための植栽その他の擁壁等の工作物を周辺の地域の景観に調和させるための措置

表土の土壌の改良、獣害を防除するための柵の設置等の事業区域における植物の生育の確保のための措置

第17条中「第13号及び第14号」を「第14号及び第15号」に改める。

第31条第2項第7号中「措置」の次に「（一時堆積事業を廃止しようとする場合にあっては、特定事業による土壌の汚染を防止するために講ずる措置）」を加え、同項第8号中「廃止し、又は」を削り、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

特定事業（一時堆積事業を除く。）を廃止し、又は休止した後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないために講ずる措置

第32条第2項に次の1号を加える。

特定事業（一時堆積事業を除く。）の完了後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないために講ずる措置

第33条第2項に次の1号を加える。

特定事業（一時堆積事業を除く。）の終了後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないために講ずる措置

様式第2号中

<p>特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造</p>	<p>を</p>
--	----------

特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造		に
特定事業の施行後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないために講ずる措置		

改める。

様式第 5 号中

土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置		を
------------------------------------	--	---

土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置		に
特定事業の施行後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないために講ずる措置		

改める。

様式第 7 号中

特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造		を
-----------------------------------	--	---

特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造		に
特定事業の施行後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないために講ずる措置		

改める。

様式第 24 号を次のように改める。

様式第24号 (第25条関係)

土砂等管理簿 (年 月分)

特定事業の許可番号	
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業の許可事業者名	
事業区域の所在地	
特定事業に使用した土砂等の量	
特定事業に係る現場責任者氏名	
土砂等採取事業者名	
土砂等採取場所の所在地	
採取場所の工事内容	
採取場所に係る現場責任者氏名	
土砂等運搬事業者名	

(単位：m³)

前月までの累計							
日 付	土砂等の搬入量	土砂等の搬出量	備 考	日 付	土砂等の搬入量	土砂等の搬出量	備 考
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				31			
計							
累計							

備考 この土砂等管理簿は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。

様式第28号中「廃止し」を「特定事業を廃止し」に、

事業区域のうち、土砂等が堆積されている面積 (一時堆積事業に限る。)		を
---------------------------------------	--	---

特定事業(一時堆積事業を除く。)を廃止し、又は 休止した後の事業区域の地貌がその周辺の地域の 景観と著しく不調和とならないために講ずる措 置		に
事業区域のうち、土砂等が堆積されている面積 (一時堆積事業を休止する場合に限る。)		

改める。

様式第29号中

特定事業廃止時の事業区域の構造		を
-----------------	--	---

特定事業廃止時の事業区域の構造		
特定事業(一時堆積事業を除く。)を廃止した後の 事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著し く不調和とならないために講じた措置		に

改める。

様式第30号中

完了した場合の事業区域の構造		を
----------------	--	---

特定事業が完了した場合の事業区域の構造		
特定事業(一時堆積事業を除く。)を完了した後の 事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著し く不調和とならないために講ずる措置		に

改める。

様式第31号中

「

特定事業完了時の事業区域の構造		を
-----------------	--	---

」

「

特定事業完了時の事業区域の構造		に
特定事業（一時堆積事業を除く。）を完了した後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないために講じた措置		

」

改める。

様式第32号中

「

終了した場合の事業区域の構造		を
----------------	--	---

」

「

特定事業が終了した場合の事業区域の構造		に
特定事業（一時堆積事業を除く。）を終了した後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないために講ずる措置		

」

改める。

様式第33号中

「

特定事業終了時の事業区域の構造		を
-----------------	--	---

」

「

特定事業終了時の事業区域の構造		に
特定事業（一時堆積事業を除く。）を終了した後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないために講じた措置		

」

改める。

附 則

この規則は、平成31年 1 月 1 日から施行する。

.....

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月 3 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第86号

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市市民活動センターの管理運営に関する規則(平成17年規則第125号)の一部を次のように改正する。
第3条中「午後10時」を「午後9時」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

告 示**大津市告示第287号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、大津市財務規則(平成9年規則第73号)第42条第2項の規定により告示する。

平成30年12月3日

大津市長 越 直 美

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番2号
- 2 指定代理納付者に指定した期間
平成30年11月20日から平成31年3月31日まで
- 3 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入
湖都大津まちづくり寄附条例(平成20年条例第35号)による寄附金